

発行責任者：中島茂樹（代表／法学部）

連絡先：snj@law.ritsumei.ac.jp

新事実の発覚が示す茨木新キャンパス構想の問題性

——新聞報道および茨木市議会での市長答弁との関連で——

2010年9月13日

「総長公選制を実現し、学園民主主義を創造する会」運営委員会

はじめに

周知のように、7月14日新中期計画特別委員会および16日の新中期計画第1委員会で大阪北摂地域へのキャンパス移転が提案され、その後、この提案に基づく「RUキャンパスに関する将来構想」が、21日の常任理事会および23日の臨時常任理事会において議論され、全学討議に付されて今日に至っている。

「実現する会」は、ニュース50号において、今回の提起とそこに至る議論の経緯に次の7つの問題点があることを指摘した。すなわち、①キャンパス狭隘化を招いた無原則な拡大膨張路線に対する総括の欠如、②新キャンパス取得の前提に据えられるべき、学園規模や学園としての一体性確保の方策を含む、大学全体の将来像に関するランドデザインの欠如、③教学問題としてのキャンパス問題の把握の不十分さ、④財政、事務体制、学生の課外活動への影響を含む、移転にかかる費用と負担の過少見積もりの可能性、⑤今次提起の直接の契機であったはずの衣笠キャンパス狭隘化を解消する見通しの欠如、⑥教学上の必然性に基づかない新学部構想を誘発する危険性、⑦キャンパス問題に関する全構成員の「参加・参画」による議論が保障されていないこと、である。

その後、この問題に関わって、理事会の当初の提案の前提を掘り崩すような新事実が、新聞報道や茨木市議会での市長答弁を通じて次々と明らかになってきている。これらの新事実の発覚は、全学討議に付する段階になってもなお、新キャンパスの是非について判断するうえで重要な情報が学園の全構成員に秘匿されていたことを示している。このような問題の取り扱いは、理事長・総長をはじめとする学園執行部がこの間約束してきた「信頼回復」、「参加・参画」、「学園の一体感」に逆行するものであって、まさしく立命館民主主義の核心をなす全構成員自治を破壊する行為といわざるを得ない。

以下では、この間に明らかになった新事実を具体的に取り上げ、それらの事実がはらむ問題性を明らかにしたい。本論述が、この問題に関する全学の旺盛な議論を喚起することを期待してやまない。

I 新聞報道の衝撃

8月27日の京都新聞夕刊に、「立命大が大阪進出構想」という一面トップ記事が掲載された。学内では、茨木市にあるサッポロビール工場跡地に新キャンパスを建設するという提起が常任理事会でなされ、幾つかの学部において教授会論議が開始されていることは周知の事実であったが、新聞記事に書かれている内容と学内での論議状況があまりにもかけ離れていることに大きな疑念と取材対応者への不信を抱かざるをえなかった。

記者が取材対応者の言葉どおりに記事を書かないことは当たり前であるが、取材対応者が明らかに違うとした点を根拠もなくあえて書くことは通常極めて少ない。こうした前提からすれば、記事を見る限り、取材対応者の作為かもしくは対応上のミスがあったとしか考えられない内容になっている。以下に問題点を指摘する。

1) 京都新聞記事の重大な問題点

1-1) 茨木新キャンパス構想は新中期計画での合意事項ではない

記事によれば、「立命館大の新キャンパスを開設する『将来構想』をまとめた」、「将来構想は20年までの学園整備を検討する『新中期計画』の検討委員会がまとめた」、「医学系分野への展開をにらみ新キャンパスが必要と結論付けた」とある。

しかし、この茨木キャンパスの課題は、公開を原則とする新中期計画の第1から第5までの委員会においては具体的に検討されていない。7月初旬に新中期計画各委員会とは別枠の非公開で論議が進められていた特別委員会から新中期計画の第1委員会へ新キャンパス取得について報告されたことが最初の提起となっている。そして、全学部長理事が参加する特別委員会では茨木キャンパス開設の方針は合意に至らなかったと聞いている。それにも関わらず、これを特別委員会の決定のように扱って、第1委員会へ報告し全学の論議の俎上に乗せたというのが実際の経緯である。

したがって、特別委員会での意思決定がなされないまま見切り発車的に第1委員会へ報告・提起を行い、続いて常任理事会へ提起した経緯は、明らかに学内合意を作る正当な手続きを無視したものであり、茨木キャンパスの提起は、『新中期計画』の検討委員会がまとめたものではない。その後、7月21日の常任理事会へ提起され、臨時常任理事会も含め数回の常任理事会をなし崩し的に行っている。

こうした経緯を見れば明らかなように、茨木キャンパスの問題は、新中期計画の「参加・参画」の理念のもとに検討されその結果出されてきたものではなく、ましてや「医学系分野への展開」をにらんで新キャンパスの開設を検討しているという事実はどの委員会においてもない。

普通に新聞記事を読めば、全学的な検討のもとで茨木新キャンパス開設が実質的にはほぼ決まっているような印象を持たされるが、事実はまったく異なっている。事実とまったく異なる内容が記事になっていることを見ると、この内容で茨木新キャンパス開設が既定路線であると受け止められても構わないという取材対応者の意図的な判断を感じざるを得ない。

1-2) 山ノ内浄水場跡地が狭いとの評価は正しいのか

記事には、「山ノ内浄水場跡地も考えたが4万6千㎡と狭いことから茨木市を優先した」とあるが、奇しくも27日京都新聞夕刊の報道の前日、同じく京都新聞から「山ノ内浄水場跡地活用 大学施設誘致に決定」との記事が報道された。この記事の内容やホームページで公開されている跡地活用方針検討委員会（以下、「活用委員会」）の議事録や資料を見れば明白であるが、この間、特別委員会の事務局が出していた山ノ内浄水場跡地は「狭い」との評価は完全に作為的に作られたものであり、新キャンパスの対象地から除外した最大の前提条件が崩れていることが明らかとなった。

活用委員会の資料では建設可能な建物総面積は 99,000 m²で現衣笠キャンパス（164,000 m²・西園寺含む）施設総面積の 6 割にあたる。特別委員会の比較表では、茨木 20 万 m²、山ノ内 10 万 m²として茨木優位としているが、現在の狭隘化解消とゆとりの創出にはどの程度の面積が必要なのか。この 99,000 m²は存心館 10 棟分に相当するがこれでも不足するのか。また、活用方針検討委員会では、土地の用途指定を工業地域から近隣商業地域へ変更し、誘致条件を高めるため高さ制限（20m→31m）、容積率（200%→300%）の緩和も想定しており、これが実現すると建設可能面積は 1.5 倍となり衣笠キャンパスと同規模の施設の建設が可能となる。

9 月 6 日夕刻、総合企画室から『『キャンパス創造』に関する補足説明について』（以下、「補足説明」）が配信された。補足説明の「茨木キャンパス開設ありき」に偏重した評価の欺瞞性については別の機会に指摘したいが、さすがに、山之内が「狭い」ので候補地にならないとの主張は姿を消している。当初から言われていた「狭い」の主張が間違っていたことは明白であり、虚言が事実によって暴かれた格好である。

1-3) 山ノ内浄水場跡地を茨木と同じレベルで検討すべきである

衣笠キャンパス、朱雀キャンパスからも近く相互補完的なキャンパス連携が可能な山ノ内浄水場跡地が有力な移転候補地であることは明らかである。「狭い」としていた前提がなくなった以上、「公募形式」であり取得の見込みが 100%でなくとも、衣笠キャンパスの狭隘を改善する有力な候補地として、茨木での展開と同等に取得・展開の方針を早急に検討し、事業応募の準備を進める必要がある。

ここでは、茨木よりも山ノ内がよいということを行っているのではなく、新キャンパス問題を担当する役員ならびに関係事務局には、“茨木ありき”に固執するのではなく、全学の財産をもっとも有効に「教育の質」の向上に充てる様々な方策を検討するよう要請しているのである。

その際、広い土地のキャンパスのほうが優位といったこれまでの常識が今後通用しなくなることを理解しておく必要がある。18 歳人口がいつそう減少し「教育の質」がほんとうに問われる 2020 年以降を想定すると、必要以上に広いキャンパスを持つことが、学園運営上の桎梏になることも当然ありうる。

また、茨木は 2014 年度利用開始、山ノ内は 2017 年度となるので遅いという主張は、立命館の今後数十年のスパンを展望した場合、決定的な差ではない。拙速な判断で大きなキャンパスを取得することによるマイナスや危険性のほうがはるかに将来に禍根を残すこととなる。

II 茨木市長の市議会での説明と学内説明との大きな矛盾

つい最近、茨木市議会においても立命館の茨木キャンパス取得問題が大きな関心を持っていることが明らかになった。京都新聞で茨木移転が報道されたちょうど前日の 8 月 26 日に、茨木市議会での議論のなかで、茨木市長が市議会各会派に対して以下のような説明を行っていたことが判明した。なお、以下の説明は、日本共産党茨木市会議員団 HP の「市政報告」のページ中の 2010 年 9 月畑中たけし議員の「本会議における質疑の記録」（<http://www7b.biglobe.ne.jp/~jcp-ibaraki/shisei1009hata.html>）から確認できる。

1) 8月26日の茨木市長の説明内容

茨木市長が市議会各会派に対して行った説明は以下のようである。

- ① 現在、サッポロビール（株）と立命館の交渉が大詰めを迎えている。10月末には締結の運びとなると聞いている。
- ② 3学部が移ってくる予定で、学生数は1万人規模となるだろう。
- ③ 経済波及効果は1千億円。
- ④ 茨木市として、今回の計画への関わり方は、当該敷地すべてをまず立命館大学が買い取る。（そのうえで市として、）
 - (a) 敷地のうち、2haを市（または都市再生機構）が買い取り、防災公園として整備する。したがって市の財産となる。場所は市民の利便性を考えてJRの駅に近い位置を希望する。
 - (b) 別に市の負担で1haを市が買い取り、学生と市民のどちらもが利用できる施設を建設する。図書館などが考えられるが、具体的にどのような施設かはまだ固まっていない。
 - (c) 敷地内のJR線路沿いに道路を整備する。JR駅と中央環状沿いの大阪モノレール駅をつなぐ道路となる。
- ⑤ 市としての主な支援は以上3点であるが、できるだけ都市再生機構に参画してもらう。都市再生機構を参加させれば大きな事業となり、国の各種交付金、補助金が出してもらいやすくなる。防災公園などは長期間の起債による施行が可能である。
- ⑥ 市または都市再生機構が土地を買い取る価格は不動産鑑定による評価額となる。立命館がサッポロからどのような価格での購入となろうと買い取り価格には影響しない。たとえば、立命館が土地全体をサッポロから格安で買い取るとしても、市（都市再生機構）の買い取り額は鑑定額での値をつける。ただ駅に近い側の立地を希望しているので、その部分だけの評価となると、土地全体12ha一括購入の平均単価よりは高めの値段がついてしまうだろう。

2) 市長説明と学内での説明との大きな矛盾

2-1) 「3学部が移ってくる予定で、学生数は1万人規模となるだろう」の重大な問題点

こうした具体的な数字は、立命館側からしか伝えられない情報であり、現在の学内の論議状況からすれば「3学部、1万人規模」はまったく根拠のない学園執行部が勝手に描いた私案でしかない。茨木新キャンパス移転にむけて執行部が動いているのは、経営学部（学部生・院生で計4,083人）と政策科学部（学部生・院生で計1,775人）であるが、この2学部以外でどの学部が具体的に茨木移転を検討しているのか。また、4,000人以上の学部・院生規模を持つ第3移転学部はどこなのか、茨木キャンパスを推進する学園役員の方々はしっかりと腹案をもっているのであろう。全学でまったく論議していない腹案をもとに自治体との交渉を平然と行っていることは全構成員自治を踏みにじるものであり決して許される行為ではない。

この間、「参加・参画」、「一体感」、「信頼回復」を語っていた当人たちが学内論議の内容

とまったく異なる説明を茨木市へ行っていることに強い不信と怒りを禁じざるを得ない。こうした行為は、学園の全構成員に対する背信であるだけでなく、茨木市民と自治体関係者を欺くことであり、教育研究機関を運営する学校法人が決して行ってはならない行為である。

2-2) 「比較表」の内容は行政支援の内容を歪曲したもの

7月に特別委員会が出された茨木と山ノ内の優劣を対比した表（以下、「比較表」）では、「茨木市の支援を想定、周辺アクセス・インフラ等も整備協力可能。関大（ミューズキャンパス）開設にともなう高槻市の助成（グランド用地の無償貸与 28.6 億円、建物整備補助金 24 億円）などが参考に」として、インフラ整備+50 数億円程度（関大への補助額）の支援が得られるというニュアンスの記述をしている。

しかし、実際は、周辺のアクセス道路の整備は、従来から進めていた 2017 年までの道路整備計画を年次的に進めていることを指しており、インフラ整備も同様に市の整備計画の一環で立命館誘致のための特段の支援ではない。また、あたかも 50 数億円の規模の支援が受けられるように記述しているが、実態は立命館が取得した土地を市が買い取って鑑定額相当の代金を払うという内容であり特別の支援ではない。用地買収価格は 160～200 億円との話が流れているが、立命館は 12ha のうちの 3ha（全体の 25%）を売却するわけであり、その売却額が 40～50 億円ほどになるというものである。

市の支援は、結局、「1ha を市が買い取り、学生と市民のどちらもが利用できる施設を建設する」というものであり、茨木市が建設する以上、市民利用が中心の施設となることは明らかであろう。

そして、立命館の取得用地は 12ha ではなく 9ha になり、その分建設面積も減るということを抑えておく必要がある。ここでもキャンパス取得に関わるもっとも重要な内容が秘匿されていたという重大な問題が起こっている。

2-3) 「経済波及効果は 1 千億円」は事実なのか

「経済波及効果は 1 千億円」との説明は、茨木市が算出したものではなく、交渉の際に立命館側から出された情報だと考えられる。学生・院生数が 6,200 人の APU の経済効果が年間 211 億円という数値（「APU ニュース」から）があるが、大半の学生、教職員が別府市内に居住している APU においてさえこの額であるのに、学生も教職員も市内にはあまり多く居住しないであろう茨木キャンパス（3 学部 1 万人だとしても）の経済波及効果が 1 千億円というのはにわかには信じがたい額である。

案の定、市長はこの質問に対しいったん撤回し今後修正すると答弁している。根拠もないいいかげんな金額を出した学園執行部の責任は極めて大きく、責任ある交渉を行う資格をまったく持っていないと弾じざるを得ない。

2-4) 学園構成員と茨木市民への情報公開を求める

先に述べたとおり、立命館が多額の費用をかけてキャンパス用地を取得し、そのうえで、茨木市が立命館から用地の 25% を買い取るというスキームが予定されている。これらの土地取得には学生の学費を中心とした蓄積と市民の税金が使われることとなる。学園執行部

と茨木市の行政責任者は、こうした関係者へこの間の交渉の経過や必要な情報を積極的に開示し基本的な納得・支持を得ることが求められている。しかし、この間の経緯を見れば明らかのように、学園執行部は、都合のよい情報は出すが悪いものは決して出さない。また、出している情報についても恣意的な歪曲を行っていると言わざるをえない。学園構成員が実質的に論議できる必要な情報の開示と十分な論議を保障する時間・期間の余裕を強く求めるものである。

丁寧な全学論議と合意形成を軽視した施策が破たんした事例は枚挙にいとまがない。最終合意が得られていない学園の管理運営「改革」が学内に混乱だけ残した事実、朱雀開設にあわせて行った事務体制の変更が開設直後から破たんした事実、教学的検討もなく学園執行部が決めてきた提携校政策が生徒の質問題や入試戦略上マイナスの影響をもたらしている現実、鳴り物入りでスタートした校友との連携強化による「新たな寄付政策」がまったく機能していない現実、部次長評価制度の効果に関する検証が全くできていない問題など、この間の政策展開の失敗を見れば明らかである。

Ⅲ 茨木キャンパス予定地の土壌汚染問題

1) 第三者（もしくは本学研究者）による土壌汚染調査の必要性

サッポロビール工場跡地は、鉛、ヒ素、フッ素、六価クロム、総水銀による汚染が明らかになっており、今年3月まで汚染処理が行われていた。このことはサッポロビールのホームページでも公開されている事実であるが、全学へ茨木キャンパス取得を提起した際にはまったく触れていない。9月6日に急遽送られてきた『『キャンパス創造』に関する補足説明』において、「既に公表されていることですが、新キャンパス候補地については、土壌汚染が確認されました」とまるで他人事のように初めて全学に明らかにしている。意図的に触れずにきたが社会的に露見することが明確になったため慌てて公表したという姿が透けて見える。

2004年に学識経験者検討委員会が対策は適切としていた大阪アメニティパークからヒ素などの有毒物質が検出された事件や、築地市場の移転予定地でのベンゼン・シアン・鉛・ヒ素・六価クロム・水銀での土壌汚染が大きな問題となっている。そして今年開設の関西大学高槻キャンパスでは、当初予定地が鉛やフッ素によって汚染されていたため場所を変更せざるを得なくなり、開設が1年延びさらに幼稚園の開園を断念せざるを得なくなったことは大学関係者がよく知るところである。

大学キャンパスの開設に関わり、周知の土壌汚染問題を学内での説明事項から外していたという事実は、普通ではまったく考えられない行為であるが、茨木キャンパス取得に支障のある問題は外に出さないというこの間の学園執行部の姿勢を見事に象徴している。また、補足説明では、「万一、今後土壌汚染が確認された場合、現所有者の責任で除去等の責任を負うことになっています」として、もしもの時は売り手が何としてくれるので大丈夫というメッセージを出している。しかし、施設建設に際し土壌汚染が明らかになれば、開設時期に大きな影響を与えるだけでなく、危険なキャンパスという社会的評判が定着し、移転する在学生だけでなく受験生からも父母からも高等学校からも極めて厳しく評価されることとなる。

売り手の汚染処理対応に虚偽があるケースは、大阪アメニティパークの事件にも見られ

るとおり決して少なくない。この事件では売り手である日本を代表する企業（三菱マテリアルと三菱地所）が宅地建物取引業法違反で訴追されている。サッポロビールから茨木市へ汚染処理の終了報告が出されているが、サッポロビール側の報告だけでなく第三者（もしくは本学研究者）による汚染調査を行うことは不可欠である。学生・教職員の生命と健康に対する不安を引きずったまま売買を強行することほど、学園の利益に逆行することはない。

2) 土壌汚染情報の隠蔽は「役員等倫理規程」に抵触する

この点、7月に全教職員に配布された「RU キャンパスに関する将来構想」（以下、「7月文書」）では、土壌汚染問題について一言も触れられていない。サッポロビールのHP上ですでに公開されている同社の土壌汚染問題について、学園執行部がまったく認識しないまま交渉していたがゆえに「7月文書」に記述しなかったとすれば、学園執行部、とりわけその交渉担当者は役員としての資質に欠け、無能のそしりを免れないであろう。

これとは反対に、学園執行部がサッポロビールの土壌汚染問題を認識していたにもかかわらず、茨木キャンパス取得にかかる土地売買契約の強行という既定路線を完遂するために、これに支障のある情報は公表しないということであれば、立命館学園の全構成員に対してきわめて不誠実な対応、というよりもむしろ、今年5月に制定された「役員等倫理規程」にも抵触する行為であるといえよう。けだし、「役員等倫理規程」では、役員は「職務の遂行にあたっては、本法人および設置する学校の発展に尽くし、誠実にこれに取り組み、損失、不利益を生じさせないよう努める」とあるからである。

むすび——総長選挙と連動させた情報操作は許されない

茨木新キャンパス問題との関連では、この他にも情報操作に近いことが何点か指摘できるが、とりわけ重要なのは、そもそも、なぜ、交渉の相手方であるサッポロビールとの関係で、土地売買契約の締結日が10月31日に予定されている総長選挙の投票日直前の10月29日なのか、という問題である。

茨木新キャンパス取得について、問題なのは、学園財政上初期投資の規模だけでも数百億円を要する事業だということだけではない。立命館学園が茨木展開を図ることになれば、京都・大阪・滋賀の3拠点と、これに大分を加えれば4拠点に点在する大学ということになるが、その場合の立命館の固有のアイデンティティーとは一体何なのか、それぞれのキャンパスごとのコンセプトやランドデザインはどのように構想されることになるのか、といった50年先を見通した大学全体の将来像についての合意形成が不可欠である。新しい民主的な学園執行部の創出が展望されるまさに総長選挙投票日直前に、民主的な合意形成を無視してサッポロビールとの間で土地売買契約を強行するとき蛮行は、厳しく戒められなければならない。

なぜ茨木キャンパス取得に学園執行部は猛進するのか。こうした経緯の背後にはどのような事情が隠されているのか。私たちは学園執行部の行動をつねに注視して行かなければならないであろう。

以上